

長野市の福祉医療制度のご案内

子ども、障害者、母子・父子家庭の方が医療機関(薬局を含む)に支払った医療費について助成をします。

☆福祉医療制度の対象になる方☆

子　ど　も	0歳～18歳年度末															
障害者(児) ^{※1} (70歳未満)	身体障害者手帳 1 ～ 4 級、療育手帳 A 1・A 2・B 1、 特別児童扶養手当 1・2 級															
	身体障害者手帳 5 級、療育手帳 B 2 で所得税非課税世帯															
	精神障害者保健福祉手帳1・2 級:通院医療費のみ (本人及び同一世帯の方の所得が下表所得制限以内の方) ただし、18歳以下 ^{※2} の障害児は、所得制限がありません。(単位:千円)															
	<table><tr><td>扶養親族数</td><td>0人</td><td>1人</td><td>2人</td><td>3人</td></tr><tr><td>本　人</td><td>3,661</td><td>4,041</td><td>4,421</td><td>4,801</td></tr><tr><td>本人以外</td><td>6,287</td><td>6,536</td><td>6,749</td><td>6,962</td></tr></table>	扶養親族数	0人	1人	2人	3人	本　人	3,661	4,041	4,421	4,801	本人以外	6,287	6,536	6,749	6,962
扶養親族数	0人	1人	2人	3人												
本　人	3,661	4,041	4,421	4,801												
本人以外	6,287	6,536	6,749	6,962												
	^{※2} 満18歳に達する日以後最初の3月31日までが対象															
65歳以上 重度障害者	国民年金法施行令別表該当者 身体障害者手帳 1 ～ 3 級・4 級の一部 ^{※3} 、療育手帳 A 1・A 2 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級、障害基礎年金等 1・2 級など															
	^{※3} 音声・言語・そしゃく・免疫・下肢(一部)															
母子・父子家庭	母子または父子家庭で18歳未満の児童とその児童を扶養している方、 父母のない18歳未満の児童など ^{※4} (ただし、高等学校在学中は20歳まで延長可)															
	^{※4} 詳細についてはお問い合わせください。															

^{※1} 「障害児」の資格は20歳到達までです。20歳以降の「障害者」の資格については改めて申請が必要です。

☆支給を受けるためには、まず資格申請が必要です☆

☆新規申請に必要な持ち物☆

- ① 対象となる方の健康保険情報がわかるもの
※マイナ保険証:マイナポータルにて健康保険情報を確認できるもの
資格確認書など:健康保険情報を確認できるもの
- ② 口座番号がわかるもの(通帳・キャッシュカード等):子ども・障害児資格は保護者、その他資格は本人名義
※保護者は原則として生計中心者の方
- ③ 本人確認書類:窓口に来られる方の本人確認ができる書類
※顔写真付きの場合(マイナンバーカード、運転免許証など)1点、顔写真なしの場合(資格確認書、年金手帳など)2点
- ④ マイナンバー確認書類(マイナンバーカード など)
※マイナンバー確認書類の必要な方 障害の方、母子・父子家庭の方:世帯全員(18歳以上)
※マイナンバーを提示されない場合など、必要に応じて所得内容がわかるものを提出いただくことがあります。
- ⑤ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など:障害者(児)の方
- ⑥ 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本):母子・父子家庭の方



申請場所

市役所福祉政策課 または お近くの支所(信里・柵の各連絡所は除く)

お問い合わせ:長野市保健福祉部福祉政策課福祉医療担当 電話 026-224-7829(直通)

《E-mail》fukushiseisaku@city.nagano.lg.jp 《HP》https://www.city.nagano.nagano.jp/

※各種申請書様式をダウンロードできます。

福祉医療制度で支給される医療費

通常、医療機関等(医科・歯科・薬局・訪問看護・柔道整復・はり・灸・マッサージ等)を受診した場合、保険証を提示することで、総医療費の1～3割(年齢等によって異なります)を医療機関等に支払います。医療費の仕組みは下の図表のとおりです。

この部分が支給されます

保険者負担分(7～9割)	窓口で支払う額			保険外金額等 ③
	一部負担金(1～3割)			
	高額療養費①	付加給付②	自己負担分	

福祉医療の助成は一部負担金のうち、上記 ■ 部分が対象となります。
対象者は1レセプト^{※1}につき500円の受給者負担金^{※2}を差し引いた額を支給します。(18歳年度末までの子どもは受給者負担金はかかりません)

※1 医療機関等が病名や診療行為などを記載して各保険者に請求する診療報酬明細書のこと。1カ月1医療機関ごとに作成されます。
ただし、同月の入院と外来、医科と歯科は別々となります。また、薬局の場合は処方元の医療機関ごとに作成されます。

※2 受給者負担金は、医療費のうち、受給者の皆様が共に制度を支え合い、制度を維持していくためにご負担いただくものです。
ご理解をお願いします。

①高額療養費

医療費の自己負担額には上限が設けられており、それを超えて支払った分については、高額療養費としてご加入の健康保険(保険者)から支給を受けることができます。

所得に応じて上限額は決められています。(住民税非課税の方は、保険者に申請が必要になることがありますので、加入保険者へお問い合わせください)

②付加給付

健康保険組合、共済組合など保険者が独自に定める医療費の助成制度です。一部負担金が各保険者の定めた基準額を超えた場合、その超えた分について高額療養費とは別に支給されます。

※①②の対象となる可能性がある方

同じ月に1つの医療機関等で一部負担金のお支払いが21,000円を超えた場合は、別途支給申請が必要になる場合があります(70歳未満の方)。また、加入健康保険から高額療養費や付加給付金の支給がある場合は、差し引いて支給いたします。

③保険外金額等

差額ベッド代、文書料、予防接種、健康診断、人間ドックなど保険が適用されないものです。これらの金額は、福祉医療の対象とはなりません。また、入院時の食事代など診療以外の保険給付も対象となりません。

<他の公費負担医療制度の優先使用>

福祉医療制度よりも、難病や自立支援医療など国や県が実施している公費負担医療制度が優先されます。受給資格のある方は、忘れずに制度をご利用ください。

<学校管理下での事故など>

学校管理下で子どもがケガや病気をした場合、(独)日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となります。福祉医療制度は使わず、一旦、医療費の自己負担分を支払い、学校に連絡の上、災害共済給付の手続きをとるようにお願いします。

福祉医療費の支給申請と支給の流れ

県内

の医療機関を受診したとき

医療機関等の窓口で「福祉医療費受給者証」を提示して、医療費をお支払いください。医療費を支払う時には毎回の提示をお願いします。

<18歳年度末までの子どもの場合>

医療機関の健康保険適用分の窓口負担がない、現物給付方式です。

ただし、はり・灸・マッサージ等の施術を受けた場合などは現物給付対象外のため、医療費の自己負担分を支払い、県外分と同様に申請書による申請をしてください。

県外

の医療機関を受診したとき

① 医療機関等の窓口で医療費を支払って、受診者名等が確認できる領収書を受け取ってください。(レシートは不可)

② 領収書、受給者証、健康保険情報のわかるものをご用意の上、福祉政策課またはお近くの支所に申請してください。(福祉医療費給付金申請書は市役所福祉政策課・支所または長野市ホームページにご覧いただけます)

支給

診療月のおよそ2～3カ月後の28日
(金融機関休業日は前営業日)に
届出された口座へお振込みいたします。

※現物給付の場合
給付金の振込みは
ありません。

支給該当月には振込通知書をお送りします。確定申告などで使用する場合がありますので、大切に保管していただくようお願いいたします。(※振込通知書の再交付はできません)

支給申請の注意事項

- ① 県外等(領収書添付の福祉医療費給付金支給申請書)の申請は、診療月を含めて6カ月以内にしてください。6カ月を超えたものについては申請できませんのでご注意ください。また、診療月の医療費の支払いが、申請期限までに完納していることも必要です。
- ② 同じ病院でも入院と外来、医科と歯科は別々に、院外処方箋の場合は薬局にも受給者証の提示が必要となります。県外等の場合は福祉医療費給付金支給申請書が別々に必要となります。
- ③ 県内の医療機関等を受診した場合でも、受給者証の提示では支給を受けられない場合があります。その場合は県外の医療機関を受診した時と同様に申請してください。
- ④ 医師が治療上必要と認めたコルセット、ギプス、9歳未満の小児弱視の治療用眼鏡などの補装具代も支給対象となります。詳細についてはお問い合わせください。

こんなときは？

すみやかに申請をお願いいたします

こんなとき	申請内容など	申請に必要なもの
長野市内で住所が変わった	受給者証の住所変更をしてください。	受給者証
長野市外へ転出する	- 転出後は長野市の福祉医療制度はご利用できませんので、<u>受給者証を返納してください。</u> (転出先の市区町村でも同様の制度がある場合があります) ※受給資格がないにもかかわらず、受給者証を使用した場合には、福祉医療費の返還等が必要となる場合があります。 - 口座変更の予定がある方は口座変更の申請をしてください。 - 住所地特例[*]の障害者施設などへ転出の場合、資格が継続することがありますのでご確認ください。 ※詳細はお問い合わせください。	- 受給者証 - 受給者名義の □座番号がわかるもの (口座変更の予定がある方)
受給者のみが転出する (子ども・障害児資格の場合)	受給者変更の申請をしてください。	新しい受給者名義の □座番号がわかるもの
健康保険情報が変わった	保険変更の申請をしてください。	- 健康保険情報を確認できるもの (マイナ保険証など) - 受給者証
口座を変更したい	口座変更の申請をしてください。 ※制約がありますので、詳細はお問い合わせください。	- 本人確認書類 - 受給者名義の □座番号がわかるもの - 受給者証
受給者証を紛失した、 毀損した	再交付の申請をしてください。	本人確認書類
障害の程度が変わった	障害程度変更の申請をしてください。 ※資格喪失、新規申請が必要な場合があります。	- 障害者手帳など - 受給者証
婚姻(事実婚含む)した (母子・父子家庭の場合)	<u>要件に該当されなくなりますので、喪失の申請をしてください。</u> ※他の資格で取得できる場合は新規申請してください。	受給者証
お亡くなりになった	お亡くなりになられた方の口座へは振込ができませんので、振込口座を相続される方に変更する申請(誓約書の記入)をしてください。	- 受給者証 ・印鑑 - 誓約される方名義の □座番号がわかるもの

☆窓口での申請が困難な場合はご相談ください。

～適切な受診について～

福祉医療費は、市民の皆様の貴重な税金でまかなわれています。
将来にわたり福祉医療制度を維持していくためにも、適切な受診を心がけていただくようお願いします。

